

町報 岡垣

所役場 行町任 発垣貫 岡垣町長 守 荘

同和問題を解決しよう (2)

部落の歴史 ①

正しい部落の歴史を知ること
は、間違った認識をとり除ける上
で是非必要なことである。がさし
あたり、同和地区が制度の上で固
定した時だけ述べる。

一、幕藩体制の確立と身分制度

関ヶ原の戦に勝った徳川家康
は、一六〇三年——慶長八年江戸
幕府を開き、三百に及ぶ大名や人
民土地を支配する幕藩体制を確立
した。

支配者というものは、その支配
体制を強固にするため、一般民衆
に政治的、経済的にいろいろ圧迫
を加えるものである。徳川幕府が
とった政策の一番特徴は、民衆が
団結して反抗しないようにするた
め、身分、階級をバラバラにして
支配した——分裂策をとった。

二、分裂支配のしくみ

力の強いものが上のものを倒し
のし上っていく下剋上の社会は、
支配者にとっては極めて危険だか
ら、徳川家康が天下をとると、当
時の人口三千万人の人を、士、
農、工、商、「えた」「非人」の
わくの中に入れてしまい、変更で

きないものにしてしまった。

武士階級は約二〇〇万人、農民
は二四〇〇万人、町人二〇〇万人
といわれているが、武士階級は主
君が「いざ鎌倉」という場合は、
いつでも生命を投げだすため土地
と禄をもらい、これを中心にして
制度がつくられた。

武士に禄を与え、生活を保証
し、身分を維持する苗字を与え、
帯刀をゆるし、斬り捨て御免の特
権をみとめ、政治上でも支配者と
しての地位をもたせた。

その武士でも、將軍を頭に、大
名家老、若年寄から、下は徒士
(かち)、足軽、仲間(ちゅうげ
ん)に至るまで二十くらの身分
階級があり、服装や言葉づかいま
で固定化し、それぞれ家格を重ん
じ忠誠に励むよう教育され、しか
も能力は無視して世襲させた。

農民も庄屋、組頭、地主、百姓
代、本百姓、家抱、庭子、小作、
水呑などに分け、町人の中にも親
方、職人、徒弟などに、商人も主
人、番頭、手代、でつちなどに分
けて支配した。

こんなに階級が分れると、利害
関係で対立が起った場合、誰が本
当の敵かわからなくなってしまふ。

本当に搾取しているのは幕府や附
大名だが、使われている番頭やで
つちは苦しまぎれに直接主人をう
らむし、小作人は地主をうらむ。
これは支配者にとっては大變都合
のよいことで、だから身分を細か
く刻んで支配し、人民お互いを分
裂させ、統一と団結をさせないよ
うにした。

百姓の生活

幕府や大名を命がけで守る武士
の生活などは、農民の血のじむ
汗と油によって支えられていた。
農民は五公五民とか、六公四民と
か、収穫の五割六割まで年貢にと
りあげられ、米を作っても粟しか
食えない搾取がされていた。乳の
出ない母親が、ひもじくて泣く子
に米汁(おもゆ)をのませるた
め、自分の作った何粒かの米に手
をかけただけで、打ち首にされた
話も残っている。

どんなに不作でも年貢は予定ど
おりと上げられ、娘を売って借
金をはらい、カユをすすって生命
をつないだ。だから徳川家康時代
には数千回に及ぶ百姓一揆が起っ
たといわれる。一揆を起すこと
は、そのまま生命をなくすことだ
が、それでも訴えねばならなかつ
た農民の生活は、いかにむごくみ
じめだったかおわかりと思う。

困民の大部分をしめる農民のこ
うした不満をそらすため、徳川幕
府は「上みて暮らすな、下みて暮

とどいたら、まず、とじま、う

〇

らせ」と官制の道徳をおしつけ

る。そして「百姓は生かきぬように、

殺さぬように」「百姓とゴマの油

はしほればしほる程出る」と苛酷

なとりたてをやり、それでもその

不調が武士階級に爆発しないよう

に「百姓よ、お前たちは苦しい苦

しいといっているが、お前達より

下にはもっと苦しい者があるでは

ないか、お前たちは彼らにくらべ

たら、うんと偉い人だぞ」と、政

策的にわざと差別思想をうつけ

ていった。

そして人間性を無視してとりたて

る年貢等に対する不満を和らげる

ため、身分的には町人より上にお

かれた。

この身分差別は、「百姓の子は

どんなに頭がよくても百姓しかな

れない。ツバひっかけられても手

向いは出来ない。」という、武士

階級の圧迫に抵抗する心を起させ

ない、あきらめの役割も果たした。

身分的には百姓より下におかれ

た「工」「商」は、実力では農民

をしのぎ、税金も少なかった。そ

れで財源の農民の不満をしずめる

ため、幕府は新しい農民制度をつ

くりあげる必要があった。

説によると「穡多」という

うことははじめて発見出来る」と

いわれている。だから、今日、

未解放部落として国民的課題にな

っている部落問題の発生は、三百

年くらい前の元禄・享保の頃だっ

た。

その頃、士、農、工、商、え

た、非人と、全部の身分をささえ

るものとして、えた、非人をおい

た。えたは「おれたちは非人より

上だ」といばらせ、非人は「あい

つらは子々孫々えただが、おれ達

は足を洗って平民になれる。だか

らおれ達の方がましだ」と、お互

いけんかさせ差別させた。

① 町営住宅建設事業

② 炭坑離職者緊急就労対策事業

③ 産炭地域開発就労事業

④ 町道改良舗装工事

⑤ 基地周辺道路整備事業

⑥ 内浦小学校講堂改装事業

⑦ 内浦小学校プール建設事業

⑧ 岡垣中学校校舎増築事業

⑨ 岡垣中学校除濕工事

⑩ 岡垣中学校除濕工事

⑪ 同和対策事業（道路、水路、農機具）

⑫ 学習等供用施設建設事業

⑬ 公共施設、農業用施設災害復旧事業

岡垣町財政事情の公表



公民館

お互いが団結できないようにする、非常に巧妙な、ひどい差別政策である。

II 昭和48年度一般会計予算

(歳出) (単位千円)

項目	当初予算	対前年度増減(△)	構成比
1、議会費	25,625	5,127	2.3
2、総務費	148,839	25,350	13.5
3、民生費	114,211	26,009	10.3
4、衛生費	78,927	38,738	7.1
5、労働費	64,822	9,825	5.9
6、農林水産業費	32,563△	5,349	2.9
7、商工費	1,949△	2,125	0.2
8、土木費	219,118	115,611	19.8
9、消防費	37,333	6,478	3.4
10、教育費	318,076	178,435	28.8
11、災害復旧費	13,792	764	1.2
12、公債費	40,781	6,784	3.7
13、諸支出費	1△	49	
14、予備費	10,000	2,000	0.9
合計	1,106,037	407,598	100.0

(歳入) (単位千円)

項目	予算額	対前年度増減(△)	構成比
1、町税	199,180	49,295	18.0
2、地方譲与税	5,185	5,185	0.4
3、自動車取得税交付金	6,600	0	0.6
4、国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,045	5,785	1.4
5、地方交付税	250,000	50,000	22.6
6、交通安全対策特別交付金	1,200	920	0.1
7、分担金及び負担金	3,312△	3,644	0.3
8、使用料及び手数料	8,471△	50	0.8
9、国庫支出金	274,410	138,795	24.8
10、県支出金	28,640	371	2.6
11、財産収入	30,130	28,762	2.7
12、寄附金	1,922	0	0.2
13、繰入金	79,386	36,386	7.2
14、繰越金	11,351	3,351	1.0
15、諸収入	22,905	3,742	2.1
16、町債	168,300	88,700	15.2
合計	1,106,037	407,598	100.0

III 昭和47年度は次のとおり

(歳出)			(単位千円)			(歳入)			(単位千円)		
項	目	当初予算額	補正額	計	項	目	当初予算額	補正額	計		
1、	議 会 費	20,498	3,076	23,574	1、	町 税	149,885	22,528	172,413		
2、	總 務 費	123,489	62,237	185,726	2、	地 方 譲 与 税		3,000	3,000		
3、	民 生 費	88,202	32,967	121,169	3、	自 動 車 取 得 税 交 付 金	6,600	1,000	7,600		
4、	衛 生 費	40,189	15,515	55,704	4、	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 金	9,260	5,785	15,045		
5、	勞 働 費	54,997	8,422	63,419	5、	地 方 交 付 税	200,000	87,991	287,991		
6、	農 林 水 産 業 費	37,912	28,785	66,697	6、	交 通 安 全 策 略 特 別 交 付 金	280	1,177	1,457		
7、	商 工 費	4,074	250	4,324	7、	分 担 金 及 び 負 担 金	6,956	5,209	12,165		
8、	土 木 費	103,507	44,361	147,868	8、	使 用 料 及 び 手 数 料	8,521	0	8,521		
9、	消 防 費	30,855	7,615	38,470	9、	国 庫 支 出 金	135,615	25,526	161,141		
10、	教 育 費	139,641	55,799	195,440	10、	県 支 出 金	28,269	40,298	68,567		
11、	災 害 復 旧 費	13,028	14,719	27,747	11、	財 産 収 入 金	1,368	3,964	5,332		
12、	公 債 費	33,997	1,404	35,401	12、	寄 附 附 入 金	1,922	9,150	11,072		
13、	諸 支 出 金 費	50	570	620	13、	繰 上 金	43,000	24,964	67,964		
14、	予 備 費	8,000		8,000	14、	繰 越 金	8,000	39,835	47,835		
					15、	諸 収 入	19,163	1,993	21,156		
					16、	町 債	79,600	3,300	82,900		
合 計		698,439	275,720	974,159	合 計		698,439	275,720	974,159		

身体障害者巡回相談

昭和48年度身体障害者巡回相談を左記のとおり実施します。

(1)、巡回相談日、7月19日(芦屋町民会館、午前10時より15時)

(2)、巡回相談申し込み受付日、7月12日(役場東部出張所、午前9時より午前11時半)

これは巡回相談の当日受付が混乱しますので、書類等の誤記がないよう充分整備するため事前に申し込み受付をいたしますので御協力下さい。

民生課

戦傷病者の補装具支給及び修理の出張相談

相談対象者

(1)、戦傷病者手帳の交付を受けている者

(2)、補装具を装着する必要がある者

館(中央町)

八月十日(金) 宗像町役場(宗像町) 特に義眼、眼鏡交付(修理)

(3)、更生するため医療の必要な者

日時、10時より15時まで、

七月三十一日(火) 飯塚市総合庁舎4階第3会議室13時より、

八月二十一日(火)、身体障害者更生相談所(大野城市) 10時半より、

八月九日(木)、八幡区大谷公民館

民生課

視力障害センター入所者募集

昭和49年度国立視力障害センター入所者を、次のとおり募集します。

一、入所資格、視力障害者(身障)

手帳所持者

一、入所募集締切日、11月20日、

詳細については、役場民生課まで問合せ下さい。

火葬場使用料

遠賀郡遠賀町外四市町火葬場が新設され去る六月一日より火葬業務を開始しておりますがこれが使用条例で関係市町住民は無料で火葬

されませんが他市町住民は大人一休一万円小児(二〇才未満)一休六千円手術肢体胎盤汚物一個につき五百円が徴収されます

関係住民とは関係市町に居住し住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)により記録されている者及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)による登録を受けている者をいう

(一)火葬場使用料は前納とす使用料納付後に於ては自己の便宜により使用しない場合と雖も之を還付せず

(二)使用料は火葬に用する燃料及び焼却の費用一切を含むものとする

(三)左記に掲ぐる場合は組合長に於いて使用料を免除することができ

五行旅死亡人のためにする使用料右のような規定に定めがありませんが住民基本台帳法に居住開始より十四日以内に転入届をすることになつております十四日以内に火葬場使用の事件が発生し使用した場合は一応他市町長の証明を買って遠賀町役場収入役の所で預り金を返還しますので岡垣町に居住開始された方は早目に転入届を済ませて下さい

転入届が十四日を過ぎますと他市町村住民として使用料を徴収されますので御承知下さい

役場衛生係

塵芥についてお願い!

1. 紙くず、残葉等の可燃物は指定袋に入れて、収集日に出してください。原則として週一回一袋収集です。
 2. 可燃物で指定袋以外で出した場合は、収集車が収集しない場合があります。
 3. 特に水切りをよくして出してください。水切りが悪いと燃却場で重油を多量に使用することは、町民の皆さんの税金を消費することになりますと共に公害の原因にもなります。
 4. 缶詰の空缶、小さなビン、小さな鉄くず等の不燃物は、第1、3週の土曜日(一部、月曜日)にポリ容器又は、袋に入れて出してください。大型ごみと混合しないよう。
 5. 粗大ごみ(大型ごみ)は区長さんを通じて通知する以外には、出さないでください。
- △三ヶ月に一回程度▽
ご協力、お願い致します!!

税務大学校学生募集

税務大学校普通科研修生は、国家公務員採用初級試験(税務)の合格者のうちから採用されて、給料を支給されながら一年間の研修を受け、卒業とともに大蔵事務官となつて税務署に勤務することになります。

受験資格
S2842~S3141生れの男子
願書受付(人事院九州事務局へ)
7月20日~8月3日
第一次試験 10月7日(日)
第二次試験 11月上旬~下旬
口述試験、身体検査
試験内容、高校卒業程度
最終合格発表、12月上旬~下旬

採用、S4941付 九州で約350名
入校先研修所
。税務大学校熊本研修所
。税務大学校東京研修所
。税務大学校大阪研修所
試験についてのお問い合わせは、若松税務署、
電話093・761・2536

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄付

- 一、野間区故武内兵吉殿 91才
昭和48年5月17日死亡
武内敏夫殿より
- 一、新海老津区故綱脇達意殿 30才

- 昭和48年5月11日死亡
綱脇ヒロ子より
- 一、吉木区故林ミキ殿 76才
昭和48年5月16日死亡
林利男殿より
- 一、吉木区故白水カノ殿 91才
昭和48年6月9日死亡
白水孝利殿より

老人クラブへ

香典返しとして寄付

- 一、野間区故武内兵吉殿 91才
昭和48年5月17日死亡
武内敏夫殿より
- 一、吉木区故白水カノ殿 91才
昭和48年6月9日死亡
白水孝利殿より
- 一、百合ヶ丘区故三戸アヤ殿 85才
昭和48年5月31日死亡
三戸園俊殿より

詩吟同好者募集

- 一、毎週木曜日(予定) 月四回
午後八時から十時
- 二、講師、鶴州会石松須磨子先生
- 三、月謝八百円
- 四、申し込み先、中央公民館(TEL)②〇一六二
- 五、八月から始めます。

公民館教室生募集

6月より、新しく公民館教室を左記のように開設しています。受講希望者は今からでも遅くありませんので、申し込みを中央公民館(②0162)までしてください。

公民館教室・同好会

月	柔剣教室 日本舞踊	9時半~12時 19時半~21時半	保健所柔剣士 英 聖和	第2
火	書道教室 俳句 俳画 料理教室	16時半~19時半 9時~12時 12時~17時 10時~12時	綱脇敏郎 門司信代	第1 第2 第1、3
水	袋物 生花教室 煎茶	9時~17時 9時半~12時 13時~15時	長畑伽寿子 岡田豊洋 岡田豊洋	小原流
木	手芸教室 絵画 舞踊	10時~16時 16時~18時 13時半~15時半	佐奈木郁代 奈木野帽子 英 聖和	
金	生花教室	9時半~12時	河野玉碧	池の坊
土	民謡	19時半~22時	若宮秀夫	

壮年体力テスト

三十才以上六十才以下の方の体力を診断する壮年体力テストを、七月四日と予告していましたが、都合により七月九日(月曜)に実施します。運動靴をはいて大勢岡垣中央公民館にお集りください。

公民館

文化財映写会

文化庁と東京国立博物館等が製作した「明治の洋風建築」という映画と、「筑紫の文化財」という百十コマのスライドを上映します。文化財に対する理解と関心を

もっていただくため、大勢見てください。

場所 岡垣中央公民館
期日 七月十日午後一時三十分

卓球教室生募集

卓球同好会が発足して練習をしてみました。指導者がいなかったりでだんだん練習が途絶えて来ました。ここでこの問題を打開するため卓球教室を開校し今後の町内における卓球の振興をはかる。参加希望者は左記の要領で行いますので申し込み下さい。

記

一、日時、七月九日毎週月曜午後

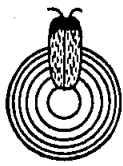
六時から一時間、三ヶ月間
二、場所、岡垣町中央公民館
三、対象人員、岡垣町民で先着三〇名限り、
四、受講料六百元(全期間分)
五、準備品、ラケット(硬式用) 運動シャツ(色物で白色はさける)、シューズ
六、申し込み先、岡垣町中央公民館(T E L) ④〇一六二

卓球の練習をする方へ

一、中央公民館卓球場開放時間
月曜、木曜の午後五時から七時まで。土曜の午後一時から三時まで。日曜の午前一〇時から午後三時まで。(但し行事のある時はやめること)
一、厳守事項

技者としてのマナー(礼儀)を守ること。始終まじめにすること。
⑧小中学生は一日一時間三〇分高
校生以上は二時間以内をやめて帰ること。
⑦終ったら後かたづけをし、職員
管理人に届けて帰ること。
⑥練習をする人は、卓球同好会に
入り、会費を月五〇円公民館に
前納すること。
※以上が守れてないグループの、
個人は事後の使用を禁止する。

- ①練習に来たらすぐ公民館職員か管理人に届ける。
- ②出席名簿に全員記入し、その責任者は〇印をつける。(グループでは必ず責任者をつくる)
- ③その責任者は号令をかけ、汗ばむ程度に全員に準備運動をさせる。
- ④卓球台は二人以上でセットすること。
- ⑤スポーツは、楽しむため、体力をつくるためにするのだから嬉



公民館

少年テニス教室生募集

少年期は、精神的に不安定であるし、辛抱、我慢に弱く、エログロのマスコミはほんらんし、青少年をむしばまんとしています。スポーツは少年の活動欲求を満足させるし、生活上の緊張もときほぐす等、数えきれないほどの利点があります。
少年テニス教室を開校します。テニスを通じて体力と精神を身につけることが目的です。
テニスをやってみようという少年は、ふるって参加してください

記

- 一、期間、七月二日から九月三〇日まで、毎週日曜午前九時から一二時まで
- 二、場所、中央公民館
- 三、参加費、千円、前納(全期間分会費四百円、ボール代五百円、スポーツー傷害保険百円)
- 四、対象者、少年(小学校三年生以上)、定員三〇名程度、
- 五、道具、①シャツ、ズボン、帽子、シューズ、タオル、水筒、テニスは「白のスポーツ」と言われ、白色のものが好ましい。

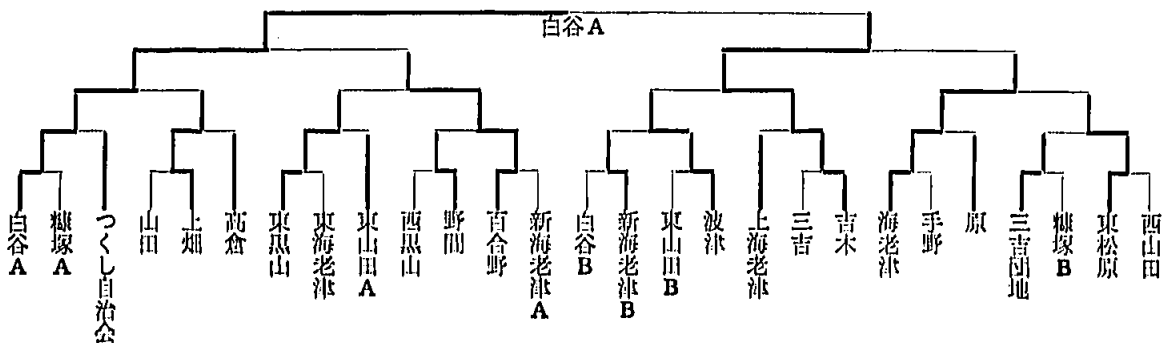


白谷優勝す

第二十二回公民館対抗野球大会の結果次のとおり



- ②ラケット借用希望者は貸します。(新品価格、四千円程度)
- 六、種別、硬式テニス
- 七、申し込み、七月二〇日まで中央公民館、T E L ④〇一六二



一、社会体育とは、学校体育以外の体による体の教育で、身体をつくることも一つの目標だが、身体と離れている精神を一緒に高めていくことも、大きな目標である。

二、社会体育での応援者、選手のマナー(礼儀)は、昔にくらべると大変よくなった。

当然のことながら、フェアプレーの理念がなければスポーツではないのだから、今後さらに気を配っていただきたい。

三、野球の試合中帽子をかぶらないで参加していた。



吉 木 (1)

公 民 館

四、野球の試合の選手控席、観覧席に、タバコの吸いながら散乱していた。運動場だからタバコは吸ってよいが、後はかたづけ帰るよう。

五、試合中も運動場の限に、自動車が入り込んでいた。学校にとっては運動場も教室である。今後いかなる場合も、運動場に車を乗り入れないように、

吉木旧記をもとにして、吉永明正氏に吉木のことを、早崎のことを麻生英治氏(明治七年生れ)にきく。

両氏とも元気で、耳も口も記憶力も達者

吉永氏は明治十二年生れで九五才になるが、まだ毎晩一合は晩酌をしていると。

熊 野 神 社

今から百三十三年前建てられている。神体は熊野三社権現を勧請するといふ。祭日八月十五日。

天正九年替かれた高倉神社の古図に、神楽堂の北の上に熊野社あり。これなるべし。」としるされている。

貴船神社、熊野権現のお宮の右がわにある。

浄 蓮 寺 屋 敷

吉木小学校下の川原英雄氏宅のあるところで、昔はこゝに寺があり、黒崎藤田の浄蓮寺はここから移ったと。

この境内に地藏がまつてあ

道 楽 屋 敷

だが、今は三福寺に移している。

吉木旧記には「その前の屋敷に少林菴といえる菴あり、是浄蓮寺の末寺なり」とのっている。今の吉木小学校の校地だろうが、もちろん今はない。

隆守院(寺)の下の山の根の屋敷。吉木旧記に「屋敷の中に道楽仏として坐像あり。人々の言伝えに、道楽寺という寺ありけるが、その時の木尊のよし。ある人曰く、道楽は寺あとにあらざ、仏は浄蓮寺にありけるが、粗末にする者多き故この屋敷に移す」と。

又高倉菴寺に井上道相の系図があるが、道相が死んだのは吉木のこの屋敷である。だから道相屋敷を道楽屋敷と言いつたのだともいふ。

道楽仏は今でも隆守院の屋敷の角に祠つてある。

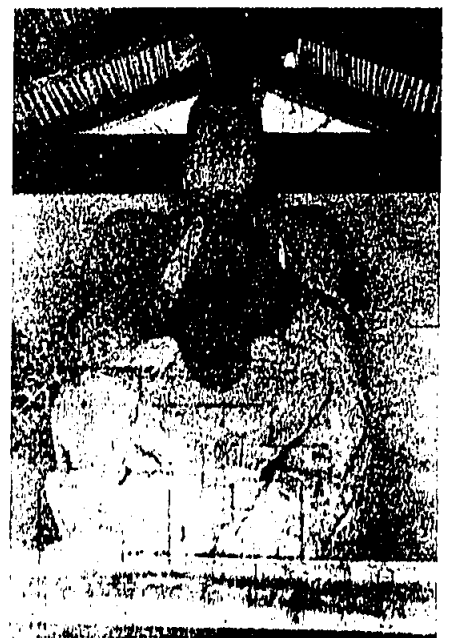
勝 業 寺

吉木矢口の長谷川勝氏方妻にあつたが、早く庵寺になつていた。

明治七年一月吉木小学校が創設されたが、これはこの勝業寺の客殿木堂を仮校舎にしたもの。

真言宗の寺だったが、糸島郡富山に移つた。

吉木旧記の勝業寺由来には



道 楽 仏



川 原 口 の 弁 才 天

弁 才 天 一 社

御権新により勝業寺廃止となり、大日尊は隆守院に安置す。

権現山の北、勝業寺南の小高い所に、その住職の菴があり、正徳四年(今から二五九年前)、延享元年(今から三三〇年前)の文字も見え、「神宮寺(高倉菴)七一世玄瑞大和尚」など刻まれている。

一社は勝業寺の門前にあつたので、明治三十一年八月熊野宮の池の上に移している。

一社は吉木川原口の門司允巳氏

家敷横にあり。

吉木旧記には「この弁才天は昔、鳥原の乱の時、役目に行ける者、鳥原弁才天に願いをこめ、流れ矢等の災難を免れんと祈ったが、皆無事に帰る、その時、社内の石をふところに入れ帰って弁才天と称し祭りける」と。

三福寺の大師堂

浄蓮寺にあった地藏尊と、隆守院にあった大師仏(本尊は弘法大師)兩尊を合祀している。

十王堂

吉木の北、浜山の入口にある。昔は東西相向ってあったそうだが、今は一つしかない。吉木旧記には「東の堂は後、安楽院の所に移して芋地藏という。これなり。」と

遠賀郡誌には、元松原安楽院の項に、「安楽院のありし所は、今の高浜の辻にて、客殿より北にドンドンの流とて鳴る水あり。(中略)是より東に塩がまとて小山あり。南に當りて惣門あり。外に百



熊野宮の弁才天



十王堂

間ばかりの馬場あり。是を射場という。寺より西に當りて九重の塔あり。ここを今に塔の嶺という。馬場前に惣門あり。上に十王の像

を安置せり。今もその跡存せり」と、今もその附近の地名を十王堂という。

公民館

お詫びと訂正
今回 岡垣町全図を、町役場の御協力により皆様にお届致しましたがこの地図の中で国道三号線沿線に「昭和台団地」となっていますがこれは印刷の誤りで山川峠ですのでここにお詫びと訂正をいたします。

松山市
広報地図協会



家庭教育

しつけ

①

しつけとは

しつけというと、殆んどの人がお説教を連想し、人々から敬遠され嫌われる。それはしつけといえは怒るもの、怒鳴るものと考え、自分の思いどおりに子どもを動かそうとしても、子どもがいうとおりにならないからだたしさを考えるからだろう。

叱ったり脅したりのはしつけは、子どもを決った枠の中におしこめてやろうというもので、子どもの人格を尊重したものとはいえない。もちろん、ことは何もわからない一才前後の子どものは、理屈をいってもわからないし、いくらよい手本を示しても、それを真似ることはできないのだから、サーカスの動物の訓練と同じように体罰が行なわれても仕方がない。

反省する心の芽生え

子どもが自分のした悪いことに對する反省や、罪意識を育てるのに一番大切なことは、大きな声で叱ることではなく、お尻をひっぱたく体罰でもなく、しつけをする人間との心と心のふれあいである。

よく「他人の迷惑にならない人間に育てたい」というのが、人の迷惑になるとはどういうことかを、本當に子どもに知らせることは、お説教と体罰だけでは不可能である。他人の気持ちを察し、こうしたら他人に迷惑になると考えきる、やさしい思いやりがあつてこそ、他人の迷惑にならない行動がとれるのである。そしてそんな気持が

しつけは子どもを一つの枠の中に無理やりとじこめるものではなく、子どもが社会人として立派に生活してゆくために必要な知識や

大人と子どもの心の結びつきによって、はじめて子どもにわかるものである。

しつけの本当の目標は「人」

として立派に生きてゆける人間を育てることで、時代が変わったからもう駄目だというふうなものではない。

例えば、人を愛するということは、時代に関係なく尊いことであるし、大切なことですから、人を愛することのできる子どもに育てることは、いつの時代にもされねばならないことである。

しつけはこういうふうに「人」として大事なことを日々の生活の中で教えることである。

公民館



学校施設利用上の注意

スポーツ活動を行うに当たってはどんな場合でもそれ相応の施設が必要である。社会体育専用施設は全然ないといってもよい。

どうしても学校施設を借用するしかない。幸いに当町では、学校側の理解により、社会体育には学校を解放していただいているが、児童、生徒は、この施設を教室として大切に使っている。借用の際は、左記のきめられた事項を是非守って下さい。

- ①事前に許可をとる。
- ②時間を守る。

③帰りは来た時よりも美しく清掃。

④学校用務員には迷惑をかけるない。

⑤電話の呼び出しは行わない旨、参加者に徹底する。

⑥グラウンド、中庭(バスケットコート)に自転車は乗り入れない。

⑦消耗品は、学校のものを使用しない。

⑧関係者外の立入者にも厳守事項を守らせる。

⑨以上のことが守れない団体等は今後の借用を禁止する。

スクールメイト 特別受入れ

英彦の山も四季それぞれのにぎわいを見せ、季節のうつり変りを感じておられます。

もうすぐ長い休暇がやってきますが、プランはできましたか、あなたのプランの中に青年の家の計画もぜひ組入れてください。

本年からとくに学生のみなさんのために「スクールメイト」特別受入れを次の要領で実施することになりました。多くの友達を誘いよう、ぜひご利用ください。

TEL、〇九四七八五(英彦山)

黒立英彦山青年の家

写真コンクール 作品募集中

- 一、テーマ 簡易保険融資施設(学校、公営住宅、道路、港湾、市場など)を題材とした明るい作品。
- (融資施設は郵便局でお尋ねください。)
- 二、作品の大きさ 白黒の部—四ツ切 カラーの部—スライド35ミリ以上
- 三、作品の受付 48年7月1日~48年9月20日

戸籍手数料改正

戸籍法に基づく戸籍手数料令の一部が、七月一日から左記のように改正されました。この手数料の額は、物価の状況、戸籍謄本の交付等に要する実費、その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定めるもので、昭和四十三年改正以来今回改正がなされたものであります。

記

戸籍、除籍の謄本、抄本一枚につき、戸籍ならびに除籍簿記載事項証明一件につき、五〇円であったものを七〇円に改正する。

住民課戸籍係

職員募集

- 一、勤務先、防衛庁共済組合岩屋支部(航空自衛隊岩屋基地)
- 二、職種 事務及び販売
- 三、人員 三名
- 四、資格 前卒以上(二十才までの健康な女子)
- 五、給与等、防衛庁職員に準ずる
- 六、提出書類等、履歴書二通と写真ライカ版上平身三枚
- 七、提出期限 四十八年七月十日
- 八、提出先 防衛庁共済組合岩屋支部 (電話 〇九三、二三、〇九八二)